

# 南幌町議会議員政治倫理条例

## (目的)

第1条 この条例は、南幌町議会議員（以下「議員」という。）が、町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その人格と倫理の向上に努め、清浄かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

## (議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、責務を果たさなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

## (政治倫理基準等)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 町が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約等に関し、特定業者の推薦、紹介及び介入など不正な行為をしないこと。

(4) 町職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。

(5) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

2 議員は、町民の模範となるよう義務及び責任を自覚しなければならない。

## (税等納付状況報告書の提出等)

第4条 議員は、次に掲げる税等の前年度分の納付状況を記載した報告書（以下「税等納付状況報告書」という。）を毎年5月1日から5月31日までに、納付状況のわかる証明書類等を添付し、議長に提出しなければならない。

(1) 南幌町に係る町道民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税

(2) 南幌町に係る下水道使用料、農業集落排水施設使用料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

2 年度の途中において、補欠選挙により議員に当選したとき（繰上補充、再選挙又は一般選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月末日までに税等納付状況報告書を、議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項に規定する税等納付状況報告書が提出されたときは、その旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。

## (審査請求)

第5条 町民は、議員が第3条に規定する倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者にあっては議員の定数以上の者の連署、議員にあっては議員の定数の8分の1以上の議員の連署

をもって、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定による審査請求を受けたときは、南幌町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。

- 2 審査会の委員は、5名以内の議員をもって構成し、議長が議会運営委員会に諮って選任する。この場合において、審査の対象となる議員及び審査請求した議員は、審査会の委員となることはできない。
- 3 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 審査会の委員長及び副委員長は、委員において互選する。
- 5 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 6 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を報告したときまでとする。
- 7 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があると認めたときは、出席委員の過半数の同意をもって、これを公開しないことができる。
- 8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の審査)

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準の違反の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項に規定する審査を行うため、審査請求者、審査請求の対象とされた議員又は関係人に対し、事情聴取その他必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、審査請求の対象となった議員から申し出があったときは、弁明の機会を保障しなければならない。
- 4 審査会は、当該審査を求められた日から起算して、60日以内に審査結果を議長に報告しなければならない。
- 5 議長は、前項の規定による報告があったときは、その審査結果を速やかに審査請求者に通知しなければならない。

(審査結果の措置)

第8条 議長は、審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、その概要を公表しなければならない。
- (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。